

社会福祉法人羽島郡福寿会役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人羽島郡福寿会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）で非常勤の者に対して支給する報酬等について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員等の年度の報酬総額)

第3条 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

2 役員等の報酬総額は、各年度150万円以内とする。

(報酬の支給日)

第4条 役員等の報酬は、職務執行の属する月の翌月15日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日にあたる時は、その前日）に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等の報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第6条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第7条 理事長が、法人本部及び法人が設置する事業所並びにその他の場所（以下「法人本部等」という。）の法人業務に勤務したときは、別表2により報酬を支払う。

2 理事が、理事長の命を受け又は理事の職務のために法人本部等に勤務したときは、別表2により報酬を支払う。

3 評議員が、評議員としての職務のために法人本部等に勤務したときは、別表2により報酬を支払う。

(監事の報酬等)

第8条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

2 監事が、法人及び法人が設置した事業所への県、市町（以下「県等」という。）が行う指導監査への立ち合い及び当法人の運営状況の調査、指導若しくは監査を実施したときは、別表2により報酬を支払う。

(遺族の範囲及び支給順位)

第9条 役員等が、死亡したとき本人が受け取るべき報酬等は、死亡したときその者と生計を一にしていた遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲及び支給順位は、労働基準法施行規則第 42 条から第 44 条までに定めるところによる。

(出張旅費)

第 10 条 役員及び評議員が法人及び事業所の運営業務のため出張する場合は、法人旅費規程に定める鉄道賃及び車賃の額とする。ただし、法人旅費規程第 10 条の 2 は適用しないものとする。

(重複支給の禁止)

第 11 条 法人及び事業所の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程を適用しない。

2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第 4 条の規定により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表 1 に掲げる報酬は支給しない。

(役員等の退任時の餞別)

第 12 条 役員及び評議員の餞別は、次に掲げる場合に支払うものとする。

- (1) 役員及び評議員の任期が終了した場合
- (2) 役員及び評議員が死亡した時
- (3) 役員及び評議員が任期の途中でやむなく退任した場合

2 理事長が退任した場合は、理事長としての職質を考慮し、別表 3 に定める餞別を支払うものとする。

この場合において、理事長であったものが理事にとどまる場合であっても、餞別を支払うものとする。

3 理事、監事及び評議員が退任した場合は、別表 4 により餞別を支払うものとする。

4 餞別の支払は、役員の任期満了日とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は理事長が別に定める。

(公表)

第 13 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(その他の事項)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から実施する。

別表1（第3条・第5条関係）

名 称	報 酬
理事会	日額 8,000円
評議員会	日額 8,000円

別表2（第4条・第5条関係）

名 称	報 酬
理事長	日額 12,000円
理事及び評議員	日額 12,000円
監事	日額 12,000円
監事による会計指導	日額 12,000円

※ただし、4時間未満の場合は、半額の報酬とする。

別表3（第12条第2項関係）

職 名	期 間	金 額
理事長	1期以上2期未満	30,000円
理事長	2期以上3期未満	50,000円
理事長	3期以上4期未満	70,000円
理事長	4期以上5期未満	90,000円
理事長	5期以上	120,000円

別表4（第12条第3項関係）

職 名	期 間	金 額
理事・監事・評議員	1期以上2期未満	20,000円
理事・監事・評議員	2期以上3期未満	40,000円
理事・監事・評議員	3期以上4期未満	60,000円
理事・監事・評議員	4期以上5期未満	80,000円
理事・監事・評議員	5期以上	100,000円